# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2024年12月17日提出 |
| 【発行者名】 | バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 星野　元伸 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目１３番１号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 内海崎　理久 |
| 【電話番号】 | 070-3084-9979 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ＶＴＸ　生涯設計プラス３０／７０（年３％目標払出型） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

# 第一部【証券情報】

## （１）【ファンドの名称】

VTX 生涯設計プラス30／70（年３％目標払出型）（以下「ファンド」といいます。）

## （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

## （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

## （５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2.0%）が上限となっております。

## （６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## （７）【申込期間】

2024年12月18日から2025年6月17日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## （８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社
電話番号　0120-43-7472（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページアドレス　https://www.vtx-is.com/

## （９）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## （１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

## （１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

**（１２）【その他】**

**該当事項はありません。**

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

#### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
主として日本を含む世界の株式および債券に実質的に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| | | 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| 追加型投信 | | その他資産（　　） |
| | 内外 | 資産複合 |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|---|---|---|
| 株式 | 年１回 | グローバル（日本を含む） | | |
| 一般 | | | | |
| 大型株 | 年２回 | | | |
| 中小型株 | | 日本 | | |
| | 年４回 | | | |
| 債券 | | 北米 | ファミリーファンド | あり（通時ヘッジ） |
| 一般 | 年６回（隔月） | | | |
| 公債 | | 欧州 | | |
| 社債 | | | | |
| その他債券 | 年１２回（毎月） | アジア | | |
| クレジット属性（　　） | | | | |
| | | オセアニア | | |
| | 日々 | | | |
| 不動産投信 | | 中南米 | ファンド・オブ・ファンズ | なし |
| | その他（　） | | | |
| その他資産（投資信託証券（株式・債券）資産配分変更型） | | アフリカ | | |
| | | 中近東（中東） | | |
| 資産複合（　　） | | エマージング | | |
| 資産配分固定型 | | | | |
| 資産配分変更型 | | | | |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性

区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式・債券）資産配分変更型））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

＜商品分類の定義＞
1. 単位型投信・追加型投信の区分
(1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
(2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
(1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
(1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞
(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞
1. 投資対象資産による属性区分
(1)株式
①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(2)債券
①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
(3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
(4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
(5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
2. 決算頻度による属性区分
①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

### ③　ファンドの特色

**定量モデルを活用しながら日本を含む世界の株式および債券に株式30%、債券70%の基本資産配分で実質的に投資を行い、資産取り崩し期に適した「使いながら殖やす」運用*をめざします。**

*安定的な収益を裏付けとした分配金を支払いつつ、資産寿命延伸を図る運用をいいます。

## 3つのポイント

### 1 主要投資対象は日本を含む世界の株式および債券

●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、投資対象ファンドへの投資を通じて、主として日本を含む世界の株式および債券に投資します。
有価証券届出書作成日現在の投資対象ファンドは以下のとおりです。
・VTX・アンブレラ・ファンド VTX 30/70バランスファンド クラス D
・VTX マネー・マザーファンド

### 2 独自の定量モデルを活用

●資産保全の観点を強化しつつ安定的な資産成長をめざし、株式30%、債券70%の基本資産配分を原則維持します。
※市況動向および資金動向等により基本資産配分から乖離する場合があります。

●株式では投資対象国・地域および業種等、債券では債券種別および年限等を選別し、魅力的と判断される資産に投資することで追加的収益の獲得をめざします。

●市場環境に応じて米ドル売り円買いの為替予約取引比率を調整し、円ベースでのリスクの管理およびリスクに対するリターン効率向上をめざします。

●市場リスクが大きく高まったと判断される場合には、株式および債券の組入比率の大幅な引き下げや株式の全売却を行い、資産保全を図ります。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

## 3 年6回、奇数月に各決算時点の基準価額に対して年3%相当の分配を行うことをめざします。

●毎年1月・3月・5月・7月・9月・11月の各15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

## ファンドの仕組み

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資する仕組みです。

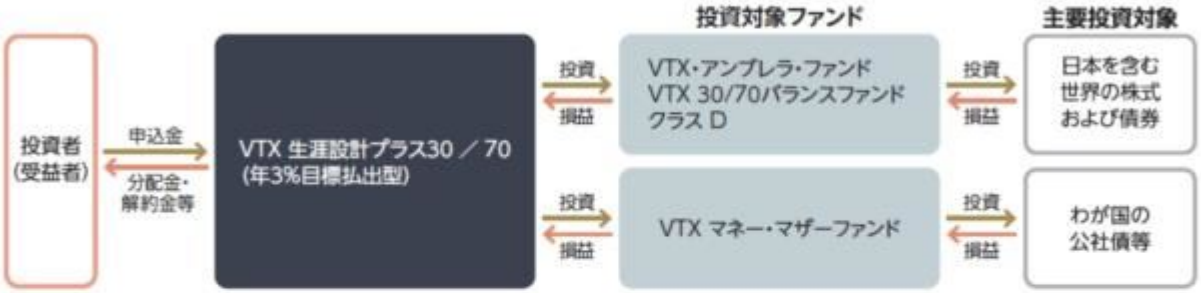


## 主な投資制限

●株式への直接投資は行いません。
●外貨建資産への直接投資は行いません。
●デリバティブの実質的な使用はヘッジ目的に限定します。
●投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

●年6回の決算時(毎年1月・3月・5月・7月・9月・11月の各15日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
●分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、各決算時点の基準価額に対して年3%相当の分配を行うことをめざします。

当ファンドは計算期間中の基準価額変動にかかわらず、基準価額の年3%(各決算時0.5%)程度の分配を行なうことをめざします。そのため計算期間中の基準価額上昇分を上回る分配を行うことにより、実質的には投資した資金の取り崩しとなる可能性があります。そのような状況が継続した場合、投資した資金は減少し、概ね分配金額は小さくなっていきます。

※上記は将来の分配金の支払いおよびその金額を保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

**計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合**

前期決算日から基準価額が上昇した場合

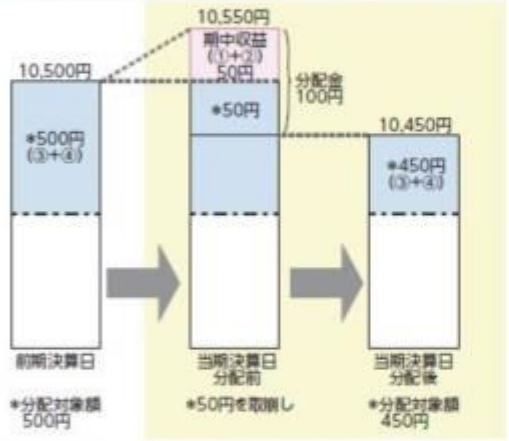


前期決算日から基準価額が下落した場合

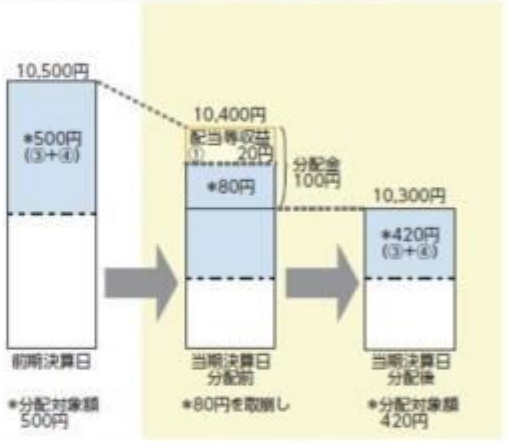


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

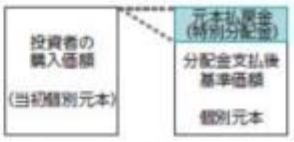


普　通　分　配　金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

収益分配金に関する留意事項に記載の図はイメージ図であり、すべての状況について説明したものではありません。実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

**④　信託金限度額**
**・2,000億円を限度として信託金を追加することができます。**
**・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。**

**（2）【ファンドの沿革】**

**2023年11月30日**
**・ファンドの信託契約締結、運用開始**

**（3）【ファンドの仕組み】**

**①　ファンドの仕組み**

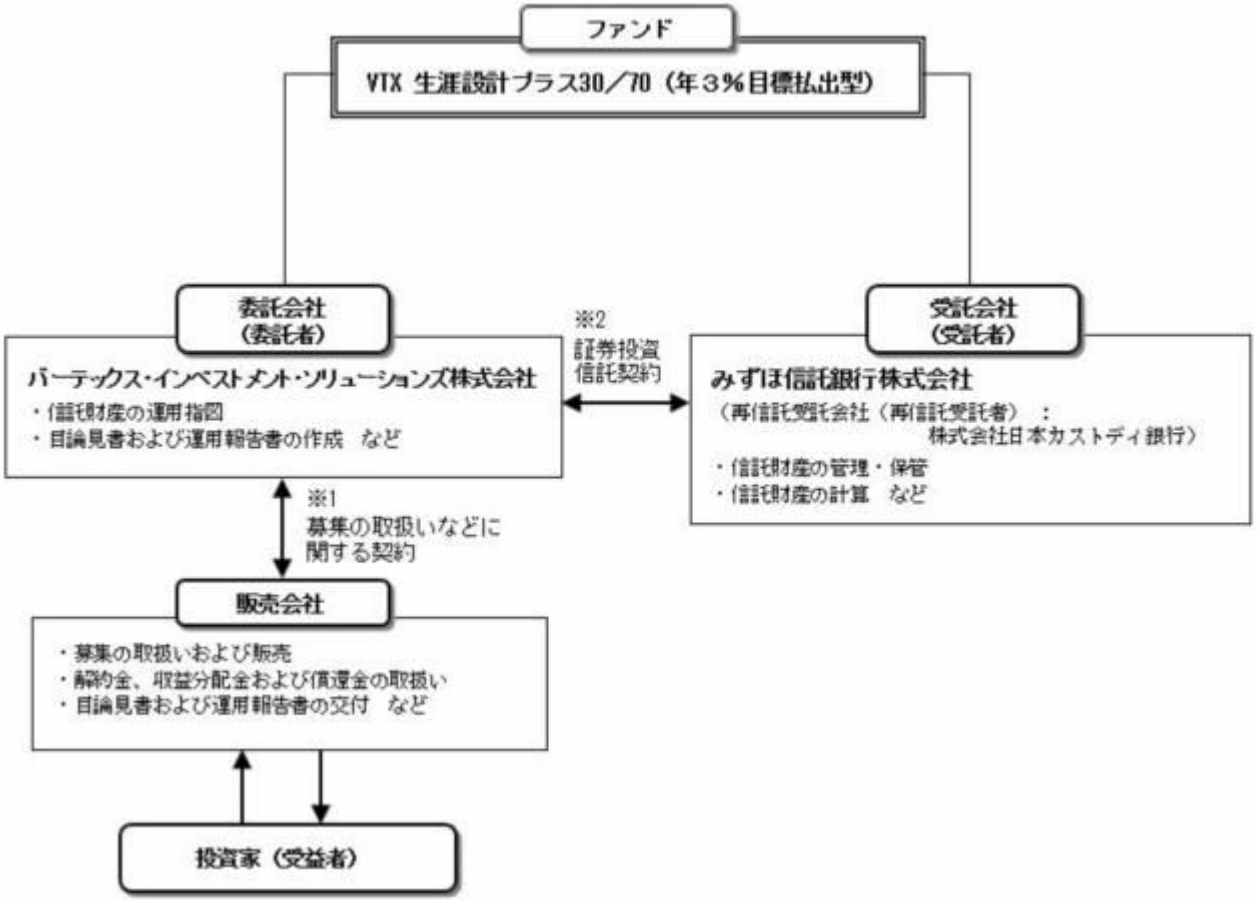


**※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。**
**※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。**

**≪ファンド・オブ・ファンズの仕組み≫**

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券（投資対象ファンド）に投資する仕組みです。

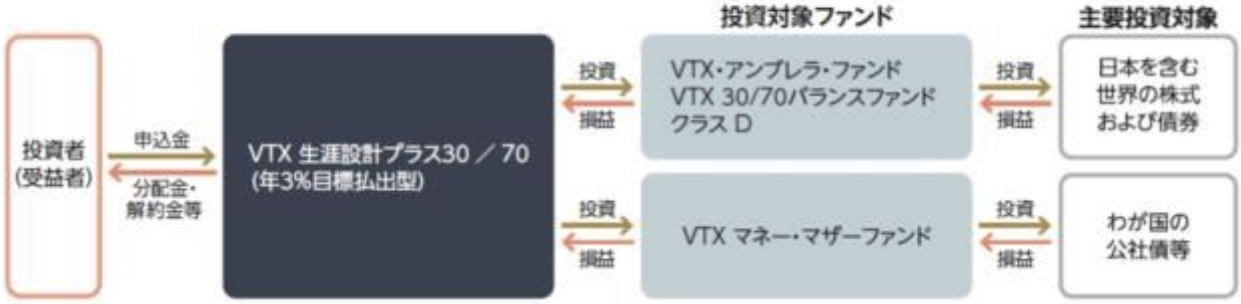


**② 委託会社の概況（2024年9月末現在）**

**１）資本金**
**1,500百万円**

**２）沿革**
**2022年 8月 1日　　バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社設立**

**３）大株主の状況**

| 名　　称 | 住　　所 | 所有株数 | 所有比率 |
|---|---|---|---|
| 第一生命ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 3,000株 | 100% |

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

① 指定投資信託証券※への投資を通じて、主として日本を含む世界の株式および債券に実質的に投資を行います。
② 指定投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。
③ 指定投資信託証券については見直しを行うことがあります。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定もしくは、すでに指定されている投資信託証券を除外することがあります。
④ 指定投資信託証券は、その投資信託において、デリバティブ取引(金融商品取引法第２条第20項に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引による運用が、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、あるいは投資信託に属する資産または負債に係る価格変動等により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的で行われるものを選定します。
⑤ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※指定投資信託証券とは、次のものをいいます。
・外国投資信託証券
「VTX Umbrella Fund VTX 30/70 Balance Fund Class D」
・親投資信託
「VTXマネー・マザーファンド」

（２）【投資対象】

別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ）有価証券
ロ）約束手形
ハ）金銭債権
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

② 投資の対象とする有価証券等
委託者は、信託金を、指定投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１）国債証券
２）地方債証券
３）特別の法律により法人の発行する債券
４）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
５）コマーシャル・ペーパー
６）法人が発行する譲渡性預金証書
７）外国または外国の者の発行する証券または証書で、６）の証券または証書の性質を有するもの
なお、１）から４）の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③ 金融商品の指図範囲
委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

◆投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要
下記概要は、有価証券届出書提出日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

| | |
|---|---|
| ファンド名 | VTX･アンブレラ･ファンド VTX 30/70バランスファンド クラス D<br>VTX Umbrella Fund VTX 30/70 Balance Fund Class D |
| 分類 | ケイマン籍／外国投資信託／円建 |
| 運用の基本方針<br>主な投資対象 | 上場投資信託証券（以下、「ETF」といいます。）への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式および債券に投資し、リスクをコントロールしながらインカム収益の確保と長期的な資産成長を目指して運用を行います。 |
| 投資態度 | ●株式30%、債券70%の基本資産配分に基づき両資産に投資を行います。ただし、市況動向等により基本資産配分から乖離する場合があります。<br>●株式への投資にあたっては、株価の趨勢に影響を与えると考えられる複数のファクター等についての定量分析に基づき、投資対象国および業種を選別します。<br>●債券への投資にあたっては、利回り、市場局面等についての定量分析に基づき、年限および債券種別を選別します。<br>●実質組入外貨建資産については、市場動向および為替予約取引のコスト等についての定量分析に基づき、その全てあるいは一部について米ドル売り円買いの為替予約取引を行い、為替変動リスクの部分的な低減を図る場合があります。<br>●市場リスクが大きく高まったと定量分析から判断される場合には、株式および債券の組入比率を大幅に引き下げます。その場合、短期国債等に投資することがあります。<br>●資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。 |
| ベンチマーク | なし |
| 参考指数 | なし |
| 主な投資制限 | ●有価証券の空売りは行いません。<br>●純資産総額の10%を超える借入れを行いません。<br>●非流動性資産への投資割合は、純資産総額の15%以下とします。<br>●同一発行体への投資割合は、株式、債券それぞれにおいて純資産総額の10%以内とします。なお、ファンドがETFを保有している場合は、当該ETFが保有する有価証券によって投資割合を測定します。<br>●店頭デリバティブ取引（為替変動リスクを減じるため行う為替予約取引を除きます。）におけるカウンターパーティリスクは純資産総額の10%以下とします。<br>●デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。<br>●デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいいます。）および為替予約取引は、投資信託に属する資産または負債に係る価格変動等により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。<br>●投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資は行いません。<br>●投資運用会社は、自己または投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的の取引等は行いません。 |
| 設定日 | 2023年12月1日 |
| 決算日 | 8月末日 |
| 分配方針 | 原則として隔月毎に分配を行います。 |
| 運用管理報酬 | 純資産総額の年0.21%程度 |
| その他の費用 | 有価証券取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等 |
| 投資運用会社 | バーテックス･インベストメント･ソリューションズ株式会社 |
| 管理事務代行会社 | Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. |

| | |
|---|---|
| 保管銀行 | Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. |
| 受託銀行 | CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited |
| 監査法人 | PricewaterhouseCoopers |

| | |
|---|---|
| ファンド名 | VTX マネー・マザーファンド |
| 分類 | 親投資信託 |
| 運用基本方針 | 安定した収益の確保を目標として運用を行います。 |
| 主な投資対象 | わが国の短期公社債および短期金融商品 |
| 主な投資制限 | ●株式への投資は行いません。<br>●外貨建資産への投資は行いません。 |
| 設定日 | 2023年11月30日 |
| 決算日 | 毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日) |
| 分配方針 | 分配は行いません。 |
| 委託会社 | バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社 |

投資対象ファンドの追加・除外や組入割合の変更を行うことがあります。

**（３）【運用体制】**

**委託会社における運用体制は、以下の通りです。**

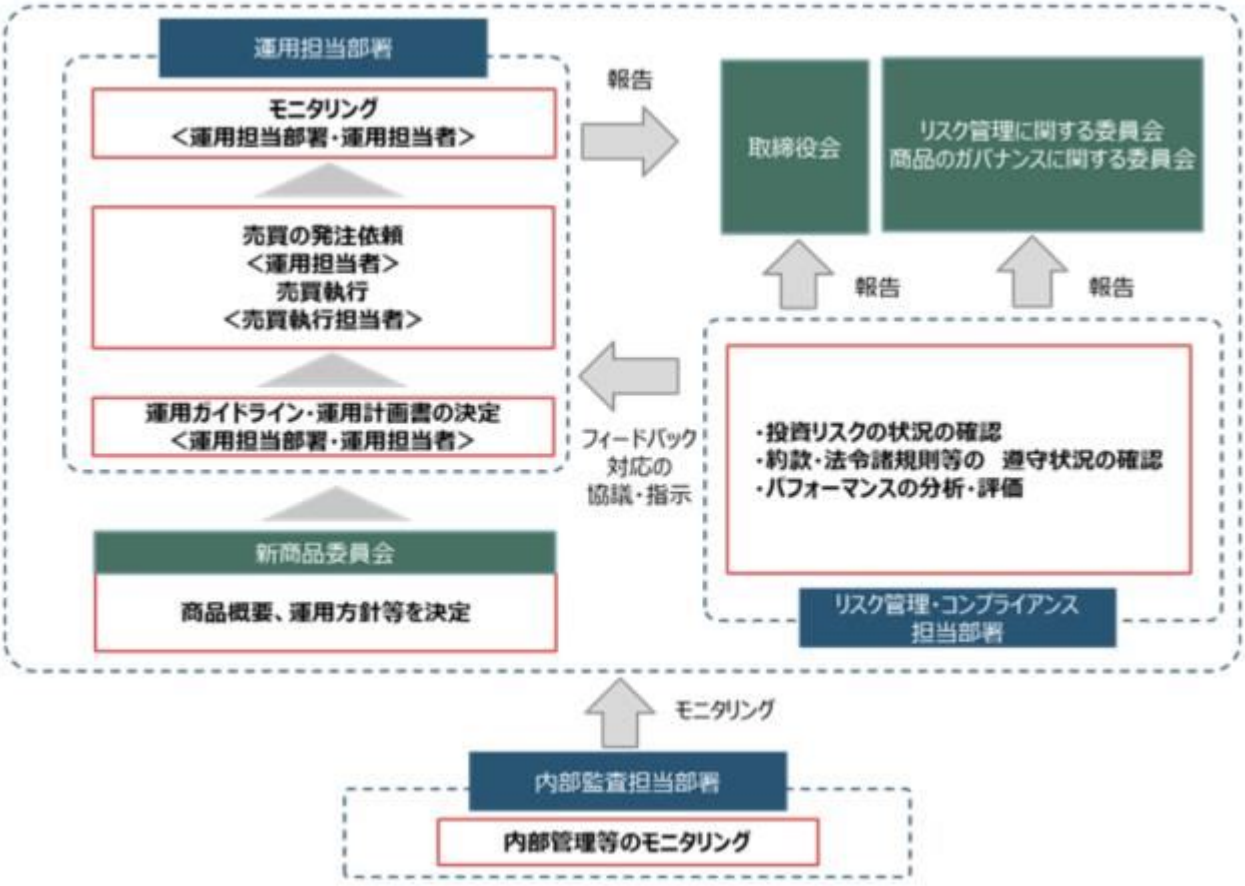


**①運用方針の決定**
**商品担当部署、運用担当部署、リスク管理・コンプライアンス担当部署等の担当取締役等で構成される新商品委員会にて、ファンドの基本事項（運用方針・商品概要書等）を審議・調整し、社長にて内容を決定します。**
**②運用ガイドライン・運用計画書の決定**
**ファンドの基本事項（運用方針・商品概要書等）に基づき、各ファンドの運用担当者は運用ガイドラインを作成し、運用担当部署担当取締役が決定する。各ファンドの運用担当者は、運用ガイドライン等に基づき、月次で運用計画書を作成し、運用ガイドラインおよび運用計画書等に基づき、運用を行います。運用計画書には翌１ヵ月の投資方針を記載します。なお、投資方針を変更する場合は、投資方針の変更理由を記載した変更計画書を作成します。**
**③売買執行**
**各ファンドの運用担当者は銘柄の選定、組入数量（金額）等の注文内容を決定し、売買執行業務を行う者（当該ファンドの運用担当者とは別の者）へ発注を依頼します。売買執行業務を行う者は、最良執行**

を目指して、注文内容に応じて取引手法、発注方法等を決定し、ブローカーへ発注します。

④モニタリング（第一線）
各ファンドの運用担当者は、ファンドの運用に関わる状況について、原則月次で運用担当部署の部長に対して報告を行います。運用担当部署は、各ファンドの運用担当者による運用が遵守すべき事項を逸脱している場合には、リスク管理・コンプライアンス担当部署への報告を行うと共に、速やかに対応を協議します。

⑤モニタリング（第二線）
運用担当部署から独立したリスク管理・コンプライアンス担当部署は、運用に関するパフォーマンス評価、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。モニタリング結果に問題等がある場合は、運用担当部署に確認を行い、必要に応じて対応について協議を行います。また、これらのモニタリング結果について取締役会およびリスク管理に関する委員会へ四半期に一回報告すると共に、パフォーマンスの状況について商品ガバナンスに関する委員会へ年に一回報告します

⑥モニタリング（第三線）
運用担当部署から独立した内部監査担当部署が運用、リスク管理・コンプライアンス等の業務執行が適切に実施されているか等をモニタリングします。

※上記体制は2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## （４）【分配方針】

① 収益分配方針
毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。
１）分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
２）収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。ただし、必ず分配を行うものではありません。
３）収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

② 収益分配金の支払い
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## （５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限
１）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
２）外貨建資産への直接投資は行いません。
３）株式への直接投資は行いません。
４）有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
５）組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
６）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。
７）公社債の借入れ
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返済するための指図をするものとします。
ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
８）資金の借入れ
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

## 3【投資リスク】

### （1）基準価額の変動要因およびその他の留意点

ファンドの基準価額は組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けます（外貨建資産については為替変動の影響も受けます。）。信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

① 金利変動リスク
当ファンドは実質的に世界の国債、社債等の債券に投資します。債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。

② 株価変動リスク
当ファンドは実質的に株式に投資します。株式の価格は国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格変動は当ファンドの基準価額の変動要因となります。

③ 信用リスク
実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

④ カントリーリスク
株式および債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリーリスク）により市場が混乱して、株式および債券の価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリーリスクとしては主に以下の点があり、これらの結果として新興国資産への実質的な投資が著しい悪影響を被る場合があります。
・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
・先進国とは情報開示にかかる制度や慣習等が異なる場合があります。

⑤ 為替変動リスク
当ファンドが実質的に組み入れる外貨建資産については、適宜米ドル売り円買いの為替予約取引を行い為替変動リスクの部分的な低減を図りますが、実質的な通貨配分における各通貨と米ドルの間に発生する為替変動の影響を受けます。例えば当ファンドが実質的にユーロ建資産を保有している場合には、米ドルとユーロの間に発生する為替変動の影響を受けます。また、米ドル売り円買いの為替予約取引を行う比率は適宜調整いたしますので、実質的な通貨配分の一部または全部について対円での為替変動の影響を受ける場合があります。
なお、米ドル売り円買いの為替予約取引を行った場合、円金利が米ドル金利より低いときには、金利差相当分が為替予約取引のコストとなります。また、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替予約取引のコストとなる場合もあります。

⑥ 流動性リスク
有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市況動向、市場における取引量、取引にかかる規制または当ファンドの解約金額の規模等により、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。ファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に有価証券を売買できない場合があります。例えば市場規模が小さく取引量が少ない場合等には、市場実勢より低い価格で売却しなければならないことがあり、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

※上記は主なリスクであり、当ファンドのリスクがこれらに限定されるわけではありません。

＜その他の留意点＞

① 投資信託（ファンド）の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

② 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

③ 受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④ 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

⑤ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

### （2）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

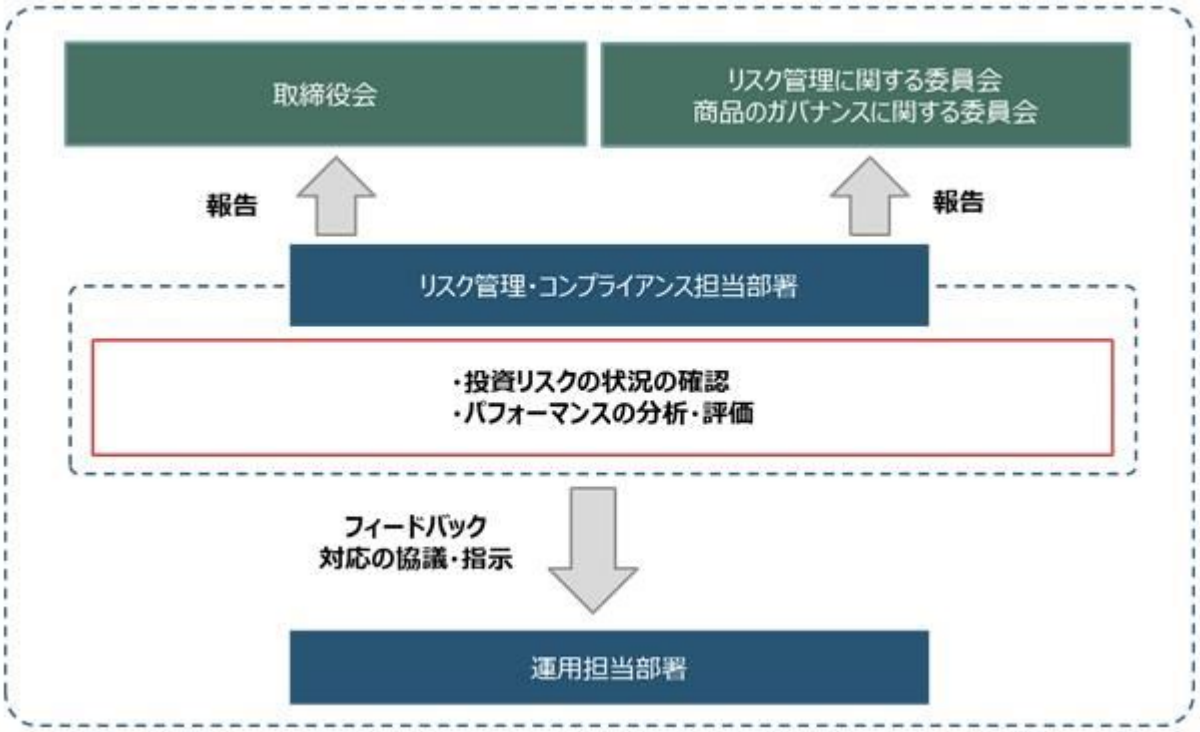


**ファンドの投資リスクについては、以下の通り管理を行います。**

**・運用担当部署から独立したリスク管理・コンプライアンス担当部署が、投資リスクの状況を確認します。また、パフォーマンスについて計測・評価を行います。これらの確認結果については、運用担当部署にフィードバックすると共に、問題等あれば運用担当部署に確認を行い、必要に応じて対応を協議します。**

**・上記の投資リスクの状況やパフォーマンスの状況については、定期的にリスク管理に関する委員会へ報告する体制としており、お客さまや経営に重大な影響を与える場合等には緊急度に応じて速やかに取締役会、リスク管理に関する委員会へ報告する体制としています。また、パフォーマンスの状況については、商品ガバナンスに関する委員会へ報告する体制としており、商品ガバナンスに関する委員会では、パフォーマンス等を踏まえた商品の継続性のモニタリングを行います。**

**・流動性リスクに関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施すると共に、緊急時の対応策の策定・検証等を行います。リスク管理に関する委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢等について、監督を行います。**

**※上記体制は2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。**

## （参考情報）

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

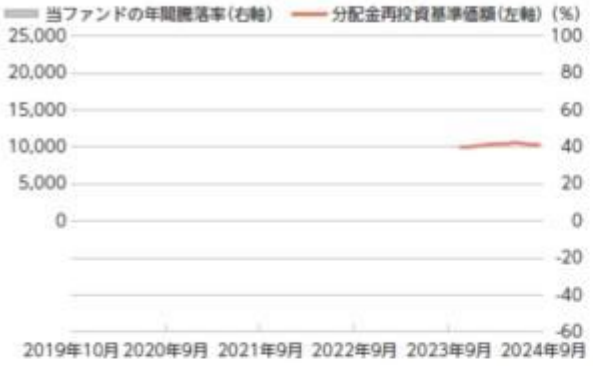


*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

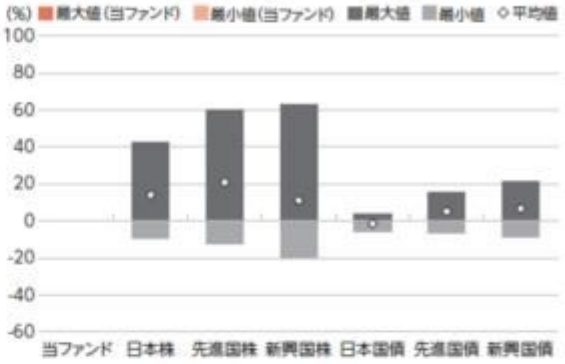


| (%) | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 最大値 | － | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 3.7 | 15.3 | 21.5 |
| 最小値 | － | △ 9.5 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 | － | 14.1 | 20.9 | 11.1 | △ 1.5 | 5.2 | 6.8 |

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
*決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数
日 本 株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。
なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

**販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。**
**・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2.0%）が上限となっております。**
**・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た**

額とします。
・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に対して、年率0.781%（税抜0.71%）を乗じて得た額とします。
② 信託報酬の配分
１）ファンドにかかる信託報酬
信託報酬の配分（年率/税抜）は、以下の通りとします。

| 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 | |
|---|---|
| 委託会社 | 0.33% |
| 販売会社 | 0.36% |
| 受託会社 | 0.02% |

| 役務の内容 | |
|---|---|
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 |
| 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 |
| 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |

２）投資対象ファンドにかかる運用管理報酬等
年率0.48%程度
※主要な投資対象ファンドの運用管理報酬等(注)および主要な投資対象ファンドが投資対象とするETFの運用管理費用の最大（年率、有価証券届出書作成日現在）の料率合計を記載しています。
※主要な投資対象ファンドの運用管理報酬等には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回る場合があります。

（注）主要な投資対象ファンドの運用管理報酬等については、「第１ ファンドの状況／２ 投資方針／（２）投資対象／◆投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要」をご覧ください。

３）実質的な負担
純資産総額に対して年率1.261%程度（税抜1.19%程度）
※実質的な負担率は、投資対象ファンドの純資産総額等により変動します。また、主要な投資対象ファンドの想定される組入比率に基づき委託会社が算出したものですが、投資対象ファンドの変更等により見直すことがあります。
③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
② 信託財産にかかる監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
③ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）は信託財産が負担するものとします。組入外国投資信託において、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等についても外国投資信託において負担します。

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査にかかる費用です。
※「その他の手数料等」については運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。

上記費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および投資者の皆様の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

**（５）【課税上の取扱い】**

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

①　個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。
NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②　法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③　個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④　普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際
イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

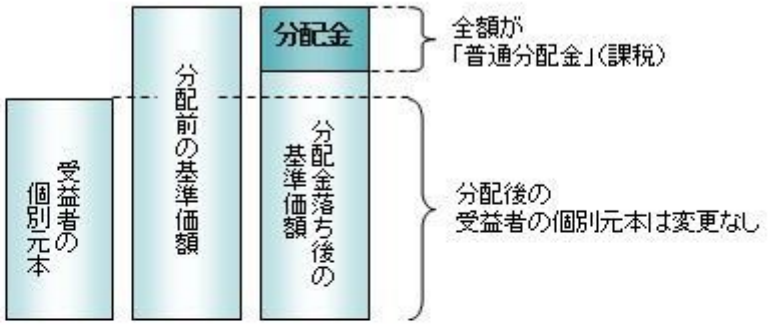


ロ）、ハ）の場合

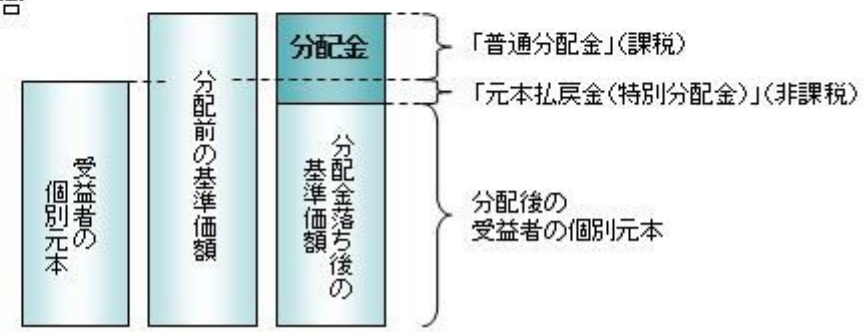


**※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。**
**※上記は2024年9月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。**

## (参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下のとおりです。
作成対象期間：2024年3月16日～2024年9月17日

| 総経費率 (①+②+③+④) | ファンド | | 投資対象ファンドおよび投資対象ファンドで組み入れているETF | |
|---|---|---|---|---|
| | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② | 運用管理費用の比率③ | 運用管理費用以外の比率④ |
| 1.21% | 0.78% | 0.00% | 0.22% | 0.21% |

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。
※投資対象ファンドとは、当ファンドが組み入れている投資信託証券(マザーファンドを除く。)です。
※ファンドの費用①-②は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
※投資対象ファンドの費用および投資対象ファンドで組み入れているETFの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

**【ＶＴＸ　生涯設計プラス３０／７０（年３％目標払出型）】**

**以下の運用状況は2024年 9月30日現在です。**
**・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。**

**（１）【投資状況】**

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 6,086,419,830 | 99.72 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 5,996,400 | 0.10 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | 11,288,911 | 0.18 |
| 合計(純資産総額) | | 6,103,705,141 | 100.00 |

## （２）【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】

**イ.評価額上位銘柄明細**

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資比率 (%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | VTX Umbrella Fund VTX 30/70 Balance Fund Class D | 600,416.28 | 10,002 | 6,005,363,632 | 10,137 | 6,086,419,830 | 99.72 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ＶＴＸ　マネー・マザーファンド | 6,000,000 | 0.9993 | 5,995,800 | 0.9994 | 5,996,400 | 0.10 |

**ロ.種類別の投資比率**

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 99.72 |
| 親投資信託受益証券 | 0.10 |
| 合計 | 99.82 |

### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

### ①【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第1特定期間末　(2024年 3月15日) | 6,065 | 6,095 | 1.0173 | 1.0223 |
| 第2特定期間末　(2024年 9月17日) | 6,024 | 6,054 | 0.9983 | 1.0033 |
| 2023年11月末日 | 5,934 | ― | 1.0000 | ― |
| 12月末日 | 5,928 | ― | 0.9989 | ― |
| 2024年 1月末日 | 6,014 | ― | 1.0133 | ― |
| 2月末日 | 6,096 | ― | 1.0225 | ― |
| 3月末日 | 6,185 | ― | 1.0340 | ― |
| 4月末日 | 6,243 | ― | 1.0378 | ― |
| 5月末日 | 6,226 | ― | 1.0348 | ― |
| 6月末日 | 6,347 | ― | 1.0529 | ― |
| 7月末日 | 6,211 | ― | 1.0301 | ― |
| 8月末日 | 6,122 | ― | 1.0149 | ― |
| 9月末日 | 6,103 | ― | 1.0115 | ― |

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

### ②【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|---|
| 第1特定期間 | 2023年11月30日～2024年 3月15日 | 0.0050 |
| 第2特定期間 | 2024年 3月16日～2024年 9月17日 | 0.0150 |

③【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（%） |
|---|---|---|
| 第1特定期間 | 2023年11月30日～2024年 3月15日 | 2.23 |
| 第2特定期間 | 2024年 3月16日～2024年 9月17日 | △0.39 |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---|---|---|---|
| 第1特定期間 | 2023年11月30日～2024年 3月15日 | 5,962,487,883 | 0 |
| 第2特定期間 | 2024年 3月16日～2024年 9月17日 | 74,306,224 | 2,363,019 |

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

# 運用実績

2024年9月30日現在

## ●基準価額・純資産の推移

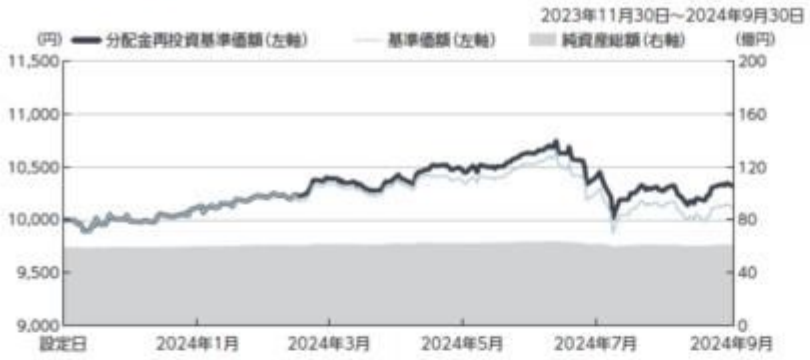


※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 10,115円 |
| 純資産総額 | 61.0億円 |

## ●分配の推移(1万口当たり、税引前)

| | |
|---|---|
| 2024年 3月 | 50円 |
| 2024年 5月 | 50円 |
| 2024年 7月 | 50円 |
| 2024年 9月 | 50円 |
| － | － |
| 設定来累計 | 200円 |

## ●主要な資産の状況

### 資産の組入比率

| 資産 | 比率(%) |
|---|---|
| VTX Umbrella Fund VTX 30/70 Balance Fund Class D | 99.72 |
| VTX マネー・マザーファンド | 0.10 |
| 現金等 | 0.18 |
| 合計 | 100.00 |

### VTX Umbrella Fund VTX 30/70 Balance Fund Class Dにおける運用状況

#### 資産の状況

| 資産 | 比率(%) |
|---|---|
| 株式 | 30.23 |
| 債券 | 69.01 |
| 合計 | 99.24 |

#### 組入上位銘柄

| | 資産 | | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 債券 | 米国短期国債 | VANGUARD SHORT-TERM TREASURY | 33.34 |
| 2 | 債券 | 短期投資適格社債 | ISHARES 1-5Y INV GRADE CORP | 25.72 |
| 3 | 債券 | グローバル総合 | ISHARES INTL AGGREGATE BOND | 7.83 |
| 4 | 株式 | コミュニケーション・サービス | COMM SERV SELECT SECTOR SPDR | 6.15 |
| 5 | 株式 | エネルギー | ENERGY SELECT SECTOR SPDR | 3.98 |
| 6 | 株式 | 一般消費財・サービス | CONSUMER DISCRETIONARY SELT | 2.96 |
| 7 | 株式 | ヘルスケア | HEALTH CARE SELECT SECTOR | 2.69 |
| 8 | 株式 | 金融 | FINANCIAL SELECT SECTOR SPDR | 2.64 |
| 9 | 株式 | 情報技術 | TECHNOLOGY SELECT SECT SPDR | 2.53 |
| 10 | 債券 | グローバル総合 | VANGUARD TOTAL INTL BOND ETF | 2.11 |

※比率は、ファンドの純資産総額に対する組入比率です。

## ●年間収益率の推移(暦年ベース)

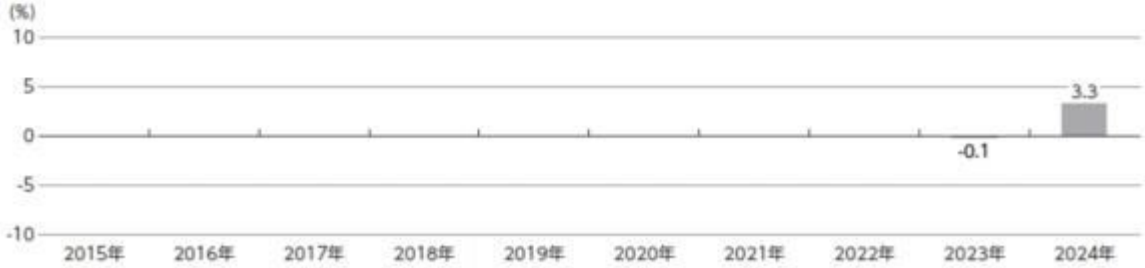


※当ファンドにベンチマークはありません。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2023年は設定日(2023年11月30日)から12月末までの騰落率です。2024年は9月末までの騰落率です。

※運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束(示唆・保証)するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第２【管理及び運営】

### １【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。
（３）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
（４）取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（５）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨーク証券取引所の半日休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ルクセンブルクの銀行の休業日
・フランクフルト証券取引所の休業日
・フランクフルト証券取引所の半日休業日
・12月24日
・ルクセンブルクの連休等で、取得の申込みの受付を行わないものとして委託会社が別途指定する日
（６）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
（７）申込単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（８）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
（９）受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所※等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞
（１）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
（２）取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（３）解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨーク証券取引所の半日休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ルクセンブルクの銀行の休業日
・フランクフルト証券取引所の休業日
・フランクフルト証券取引所の半日休業日
・12月24日
・ルクセンブルクの連休等で、解約請求の受付を行わないものとして委託会社が別途指定する日
（４）解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（５）解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社
電話番号　0120-43-7472（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページアドレス　https://www.vtx-is.com/

（6）手取額
１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
（7）解約単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（8）解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
（9）受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受付けを取り消すことができます。
・解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

① 基準価額の算出
・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞

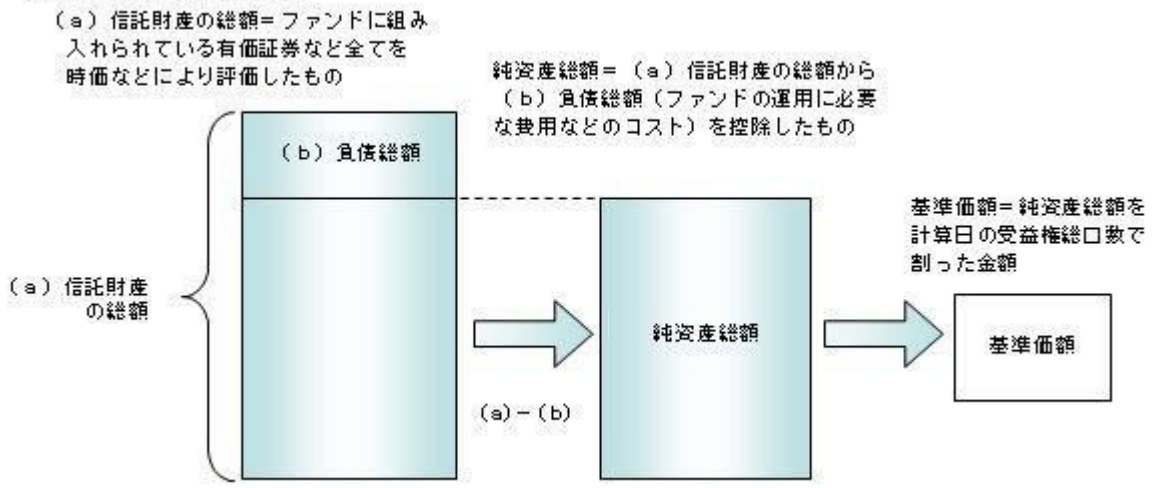


② 有価証券などの評価基準
・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。
＜主な資産の評価方法＞
◇投資信託証券
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
③ 基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社
電話番号　0120-43-7472（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページアドレス　https://www.vtx-is.com/

**（２）【保管】**

該当事項はありません。

**（３）【信託期間】**

無期限とします（2023年11月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

**（４）【計算期間】**

毎年1月16日から3月15日まで、3月16日から5月15日まで、5月16日から7月15日まで、7月16日から9月15日まで、9月16日から11月15日までおよび11月16日から翌年１月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

**（５）【その他】**

①　信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
イ）受益者の解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき
ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
イ）投資対象とする外国投資信託証券が償還することとなる場合（指定投資信託証券に規定する投資信託証券で代替する場合を除きます。）
ロ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ハ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ニ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ホ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

②　償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③　信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④　書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

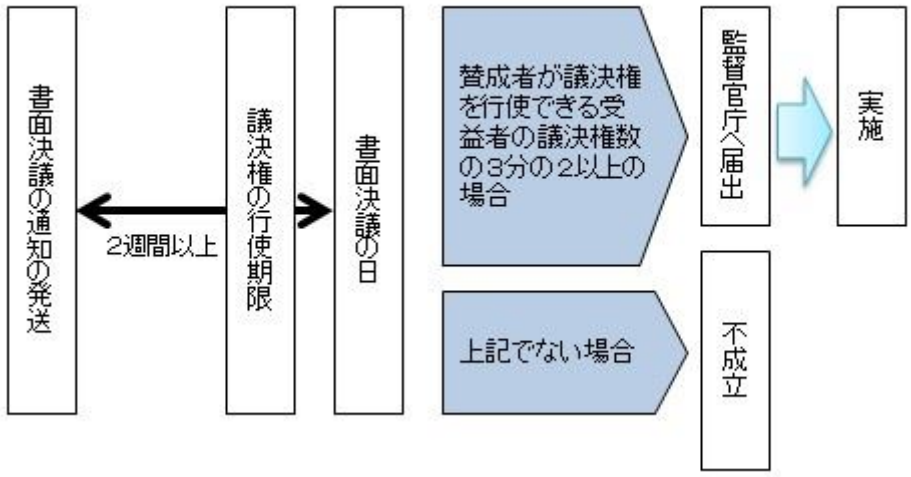


⑤　公告
公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。
ホームページアドレス　https://www.vtx-is.com/
※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成
・委託会社は、年２回（３月、９月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページアドレス　https://www.vtx-is.com/

⑦　関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

## 第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（2024年 3月16日から2024年 9月17日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

### １【財務諸表】

## 【ＶＴＸ　生涯設計プラス３０／７０（年３%目標払出型）】

### （１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前期<br>2024年 3月15日現在 | 当期<br>2024年 9月17日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 70,673,962 | - |
| コール・ローン | - | 51,457,874 |
| 投資信託受益証券 | 6,032,224,840 | 6,005,363,632 |
| 親投資信託受益証券 | 5,994,600 | 5,995,800 |
| 未収利息 | - | 296 |
| 流動資産合計 | 6,108,893,402 | 6,062,817,602 |
| 資産合計 | 6,108,893,402 | 6,062,817,602 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 29,812,439 | 30,172,155 |
| 未払解約金 | - | 1,499 |
| 未払受託者報酬 | 381,569 | 232,695 |
| 未払委託者報酬 | 13,164,082 | 8,027,911 |
| その他未払費用 | 112,229 | 41,856 |
| 流動負債合計 | 43,470,319 | 38,476,116 |
| 負債合計 | 43,470,319 | 38,476,116 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 5,962,487,883 | 6,034,431,088 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 102,935,200 | △10,089,602 |
| （分配準備積立金） | 102,444,660 | 280,312,973 |
| 元本等合計 | 6,065,423,083 | 6,024,341,486 |
| 純資産合計 | 6,065,423,083 | 6,024,341,486 |
| 負債純資産合計 | 6,108,893,402 | 6,062,817,602 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前期<br>自　2023年11月30日<br>至　2024年 3月15日 | 当期<br>自　2024年 3月16日<br>至　2024年 9月17日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 36,720,465 | 110,857,533 |
| 受取利息 | - | 8,302 |
| 有価証券売買等損益 | 109,219,440 | △110,860,008 |
| 営業収益合計 | 145,939,905 | 5,827 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 381,569 | 694,873 |
| 委託者報酬 | 13,164,082 | 23,973,005 |
| その他費用 | 137,155 | 125,876 |
| 営業費用合計 | 13,682,806 | 24,793,754 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 132,257,099 | △24,787,927 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 132,257,099 | △24,787,927 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 132,257,099 | △24,787,927 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | - | △13,409 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | - | 102,935,200 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 490,540 | 2,269,469 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 490,540 | 2,269,469 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | 111,888 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | 111,888 |
| 分配金 | 29,812,439 | 90,407,865 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 102,935,200 | △10,089,602 |

## （３）【注記表】

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。<br>親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
| ２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 特定期間末日の取扱い<br>2024年 9月15日が休日のため、信託約款の規定により、特定期間末日を2024年 9月17日としております。 |

### （重要な会計上の見積りに関する注記）

| 前期<br>自 2023年11月30日<br>至 2024年 3月15日 | 当期<br>自 2024年 3月16日<br>至 2024年 9月17日 |
|---|---|
| 当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

### （貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 前期<br>2024年 3月15日現在 | 当期<br>2024年 9月17日現在 |
|---|---|---|
| １． 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 5,934,718,101円 | 5,962,487,883円 |
| 期中追加設定元本額 | 27,769,782円 | 74,306,224円 |
| 期中一部解約元本額 | －円 | 2,363,019円 |
| ２． 特定期間末日における受益権の総数 | 5,962,487,883口 | 6,034,431,088口 |
| ３． 元本の欠損 | | |
| 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | －円 | 10,089,602円 |
| ４． 1口当たり純資産額 | 1.0173円 | 0.9983円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (10,173円) | (9,983円) |

### （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 前期<br>自 2023年11月30日<br>至 2024年 3月15日 | | 当期<br>自 2024年 3月16日<br>至 2024年 9月17日 | |
|---|---|---|---|
| 分配金の計算過程 | | 分配金の計算過程 | |
| 第1期 | | 第2期 | |
| 2023年11月30日 | | 2024年 3月16日 | |
| 2024年 3月15日 | | 2024年 5月15日 | |
| A 費用控除後の配当等収益額 | 33,277,871円 | A 費用控除後の配当等収益額 | 35,394,465円 |
| B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | 98,979,228円 | B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | 134,555,905円 |
| C 収益調整金額 | 490,540円 | C 収益調整金額 | 2,129,308円 |
| D 分配準備積立金額 | －円 | D 分配準備積立金額 | 102,444,660円 |
| E 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) | 132,747,639円 | E 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) | 274,524,338円 |
| F 当ファンドの期末残存口数 | 5,962,487,883口 | F 当ファンドの期末残存口数 | 6,017,219,294口 |
| G 10,000口当たり収益分配対象額(E/F*10,000) | 222円 | G 10,000口当たり収益分配対象額(E/F*10,000) | 456円 |
| H 10,000口当たり分配金額 | 50円 | H 10,000口当たり分配金額 | 50円 |
| I 収益分配金金額（F*H/10,000） | 29,812,439円 | I 収益分配金金額（F*H/10,000） | 30,086,096円 |
| | | 第3期 | |
| | | 2024年 5月16日 | |
| | | 2024年 7月16日 | |
| | | A 費用控除後の配当等収益額 | 33,745,815円 |
| | | B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | 36,960,804円 |
| | | C 収益調整金額 | 2,651,686円 |
| | | D 分配準備積立金額 | 242,308,934円 |
| | | E 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) | 315,667,239円 |
| | | F 当ファンドの期末残存口数 | 6,029,922,894口 |
| | | G 10,000口当たり収益分配対象額(E/F*10,000) | 523円 |

| | | |
|---|---|---|
| | H　10,000口当たり分配金額 | 50円 |
| | I　収益分配金金額（F*H/10,000） | 30,149,614円 |
| | 第4期<br>2024年 7月17日<br>2024年 9月17日 | |
| | A　費用控除後の配当等収益額 | 27,730,038円 |
| | B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | －円 |
| | C　収益調整金額 | 1,783,716円 |
| | D　分配準備積立金額 | 282,755,090円 |
| | E　当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) | 312,268,844円 |
| | F　当ファンドの期末残存口数 | 6,034,431,088口 |
| | G　10,000口当たり収益分配対象額(E/F*10,000) | 517円 |
| | H　10,000口当たり分配金額 | 50円 |
| | I　収益分配金金額（F*H/10,000） | 30,172,155円 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期<br>自 2023年11月30日<br>至 2024年 3月15日 | 当期<br>自 2024年 3月16日<br>至 2024年 9月17日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、詳細は（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の「１.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>これら金融商品には、市場リスク（株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク）、信用リスク、流動性リスク等があります。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスクの管理体制 | ファンドの投資リスクについては、以下の通り管理を行います。<br>・運用担当部署から独立したリスク管理・コンプライアンス担当部署が、投資リスクの状況を確認すると共にパフォーマンスについて計測・評価を行います。これらの確認結果については、運用担当部署にフィードバックすると共に、問題等あれば運用担当部署に確認を行い、必要に応じて対応を協議します。<br>・上記の投資リスクの状況やパフォーマンスの状況については、定期的にリスク管理に関する委員会へ報告する体制としており、お客さまや経営に重大な影響を与える場合等には緊急度に応じて速やかに取締役会、リスク管理に関する委員会へ報告する体制としています。 | 同左 |

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前期<br>2024年 3月15日現在 | 当期<br>2024年 9月17日現在 |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | （１）有価証券<br>売買目的有価証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>（２）デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>（３）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | （１）有価証券<br>売買目的有価証券<br>同左<br>（２）デリバティブ取引<br>同左<br>（３）上記以外の金融商品<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

**（有価証券に関する注記）**

**売買目的有価証券**

| 種類 | 前期<br>自 2023年11月30日<br>至 2024年 3月15日 | 当期<br>自 2024年 3月16日<br>至 2024年 9月17日 |
|---|---|---|
| | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 109,224,840 | △293,174,695 |
| 親投資信託受益証券 | △5,400 | 0 |
| 合計 | 109,219,440 | △293,174,695 |

**（デリバティブ取引等に関する注記）**

該当事項はありません。

**（関連当事者との取引に関する注記）**

該当事項はありません。

**（４）【附属明細表】**

**第１　有価証券明細表**

**(1)株式**

該当事項はありません。

**(2)株式以外の有価証券**

（単位：円）

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 円 | VTX Umbrella Fund VTX 30/70 Balance Fund Class D | 600,416.280 | 6,005,363,632 | |
| | 合計 | 銘柄数：1<br>組入時価比率：99.7% | 600,416.280 | 6,005,363,632<br>100.0% | |
| | 合計 | | | 6,005,363,632 | |
| 親投資信託受益証券 | 円 | ＶＴＸ　マネー・マザーファンド | 6,000,000 | 5,995,800 | |
| | 合計 | 銘柄数：1<br>組入時価比率：0.1% | 6,000,000 | 5,995,800<br>100.0% | |
| | 合計 | | | 5,995,800 | |
| 合計 | | | | 6,011,359,432 | |

(注1)組入時価比率は、左より純資産金額に対するもの及び各種類毎の有価証券合計金額に対するものとなります。

(注2)券面総額欄の数値は、投資信託受益証券については証券数、親投資信託受益証券については口数を表示しております。

**第２　信用取引契約残高明細表**

該当事項はありません。

**第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表**

該当事項はありません。

## ２【ファンドの現況】

**以下のファンドの現況は2024年 9月30日現在です。**

### 【ＶＴＸ　生涯設計プラス３０／７０（年３%目標払出型）】

**【純資産額計算書】**

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 6,105,409,217円 |
| Ⅱ　負債総額 | 1,704,076円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 6,103,705,141円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 6,034,440,970口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.0115円 |

## 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

# 第三部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2024年9月末現在）

| | | |
|---|---|---|
| 資本金の額 | ： | 1,500百万円 |
| 発行可能株式総数 | ： | 30,000株 |
| 発行済株式総数 | ： | 3,000株 |
| 過去５年間における主な資本金の増減 | ： | 該当事項はありません。 |

（２）会社の意思決定機関（2024年9月末現在）

取締役会

業務執行上の重要な事項は、取締役会の決議によって決定します。

取締役は株主総会の決議によって選任し、任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。取締役会の決議によって代表取締役を選任することができます。また、取締役会の決議によって取締役社長１名を定め、必要に応じてその他の役付取締役を定めることができます。

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集します。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定します。

（３）運用の意思決定プロセス（2024年9月末現在）

① 運用方針の決定

商品担当部署、運用担当部署、リスク管理・コンプライアンス担当部署等の担当取締役等で構成される新商品委員会にて、ファンドの基本事項（運用方針・商品概要書等）を審議・調整し、社長にて内容を決定します。

② 運用ガイドライン・運用計画の決定

ファンドの基本事項（運用方針・商品概要書等）に基づき、各ファンドの運用担当者は運用ガイドラインを作成し、運用担当部署担当取締役が決定する。各ファンドの運用担当者は、運用ガイドライン等に基づき、月次で運用計画書を作成し、運用ガイドラインおよび運用計画書等に基づき、運用を行います。

### ２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2024年9月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 18 | 590,966 |
| 単位型株式投資信託 | 0 | 0 |
| 合計 | 18 | 590,966 |

### ３【委託会社等の経理状況】

1.委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度（自2023年4月1日　至2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

| | | 前事業年度<br>（2023年3月31日） | 当事業年度<br>（2024年3月31日） |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | 2,138,030 | 1,699,955 |
| 未収入金 | ※1 | 149,764 | 137,787 |
| 未収委託者報酬 | | 13,278 | 110,759 |

| | | |
|---|---|---|
| 未収運用受託報酬 | ― | 65,257 |
| 未収投資助言報酬 | 32,349 | 36,153 |
| 前払費用 | 7,523 | 18,548 |
| 未収消費税等 | 54,007 | 2,188 |
| 流動資産合計 | 2,394,953 | 2,070,649 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 48,298 | 48,598 |
| 器具備品 | 58,511 | 60,731 |
| 減価償却累計額 | △ 15,415 | △ 36,663 |
| 有形固定資産合計 | 91,394 | 72,665 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウエア | 33,824 | 41,252 |
| 商標権 | 295 | 265 |
| 著作権 | 400 | 400 |
| 無形固定資産合計 | 34,519 | 41,918 |
| 投資その他の資産 | | |
| 繰延税金資産 | 7,204 | 5,835 |
| その他 | 396 | 277 |
| 投資その他の資産合計 | 7,601 | 6,112 |
| 固定資産合計 | 133,515 | 120,696 |
| 繰延資産 | | |
| 開業費 | 81,054 | 63,990 |
| 繰延資産合計 | 81,054 | 63,990 |
| 資産合計 | 2,609,523 | 2,255,336 |

（単位：千円）

| | | 前事業年度<br>（2023年3月31日） | 当事業年度<br>（2024年3月31日） |
|---|---|---|---|
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払金 | ※1 | 51,824 | 91,057 |
| 未払費用 | | 1,129 | 1,881 |
| 未払法人税等 | | 11,131 | 8,822 |
| その他の流動負債 | | 3,653 | 8,323 |
| 流動負債合計 | | 67,739 | 110,084 |
| 負債合計 | | 67,739 | 110,084 |
| 純資産の部 | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 資本剰余金合計 | | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 利益剰余金 | | | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | △ 458,215 | △ 854,748 |
| 利益剰余金合計 | | △ 458,215 | △ 854,748 |
| 株主資本合計 | | 2,541,784 | 2,145,251 |
| 純資産合計 | | 2,541,784 | 2,145,251 |
| 負債純資産合計 | | 2,609,523 | 2,255,336 |

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

| | | 前事業年度<br>（自　2022年 8月 1日<br>至　2023年 3月31日） | 当事業年度<br>（自　2023年 4月 1日<br>至　2024年 3月31日） |
|---|---|---|---|
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 12,071 | 488,243 |
| 運用受託報酬 | | ― | 98,599 |
| 投資助言報酬 | | 29,408 | 122,438 |
| 営業収益計 | | 41,479 | 709,281 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | | 4,333 | 94,381 |
| 広告宣伝費 | | 14,520 | 10,941 |
| 調査費 | | 255,890 | 412,222 |
| 調査費 | | 255,890 | 412,222 |
| 営業雑経費 | | 41,263 | 39,124 |
| 通信費 | | 34,306 | 34,808 |
| 印刷費 | | 477 | 3,017 |
| 協会費 | | 6,230 | 792 |
| 諸会費 | | 248 | 505 |
| 営業費用計 | | 316,007 | 556,670 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | 227,910 | 503,494 |
| 役員報酬 | | 72,730 | 169,324 |
| 給料・手当 | | 155,179 | 334,169 |
| 法定福利費 | | 1,450 | 3,753 |
| 福利厚生費 | | 67 | 363 |
| 交際費 | | 7 | 113 |
| 旅費交通費 | | 59 | 92 |
| 租税公課 | | 12,250 | 19,001 |
| 不動産賃借料 | | 30,350 | 65,498 |
| 固定資産減価償却費 | | 16,571 | 30,174 |
| 諸経費 | ※1 | 34,274 | 44,918 |
| 一般管理費計 | | 322,941 | 667,409 |
| 営業損失 | | 597,469 | 514,798 |
| 営業外収益 | | | |
| 受取利息 | | 13 | 19 |
| 雑益 | | 0 | 235 |
| 営業外収益計 | | 13 | 254 |
| 営業外費用 | | | |
| 繰延資産償却費 | | 17,096 | 17,064 |
| 為替差損 | | ― | 3 |
| 営業外費用計 | | 17,096 | 17,067 |
| 経常損失 | | 614,551 | 531,610 |
| 税引前当期純損失 | | 614,551 | 531,610 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | △ 149,131 | △ 136,447 |
| 法人税等調整額 | | △ 7,204 | 1,369 |
| 法人税等合計 | | △ 156,335 | △ 135,078 |
| 当期純損失 | | 458,215 | 396,532 |

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022年8月1日　至　2023年3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | | | 3,000,000 | 3,000,000 |
| 当期純損失(△) | | | | △ 458,215 | △ 458,215 | △ 458,215 | △ 458,215 |
| 当期変動額合計 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | △ 458,215 | △ 458,215 | 2,541,784 | 2,541,784 |
| 当期末残高 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | △ 458,215 | △ 458,215 | 2,541,784 | 2,541,784 |

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | 利益剰余金 | |

| | 資本金 | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本計 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当期首残高 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | △ 458,215 | △ 458,215 | 2,541,784 | 2,541,784 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純損失(△) | | | | △ 396,532 | △ 396,532 | △ 396,532 | △ 396,532 |
| 当期変動額合計 | － | － | － | △ 396,532 | △ 396,532 | △ 396,532 | △ 396,532 |
| 当期末残高 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | △ 854,748 | △ 854,748 | 2,145,251 | 2,145,251 |

［注記事項］

(重要な会計方針)
1. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
定率法（建物については定額法）によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　3－18年
器具備品　3－15年

(2) 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

2. 繰延資産の処理方法
(1) 創立費
支出時に費用として処理しております。

(2) 開業費
開業から5年にわたり均等償却しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準
当社は、資産運用サービスを行っており、委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。
(1) 委託者報酬
委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提のもと、投資信託の信託約款に基づき、投資信託の日々の純資産総額に対する一定割合を収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬
運用受託報酬は、期間の経過に応じて履行義務が充足されるという前提のもと、投資一任契約に基づき、各月の平均純資産価額に対する一定割合を収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬
投資助言報酬は、契約期間にわたり投資助言サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されるという前提のもと、投資顧問契約に基づき、役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(貸借対照表関係)
※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 前事業年度<br>(2023年3月31日) | | 当事業年度<br>(2024年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|
| 流動資産 | | | | |
| 未収入金 | 149,764 | 千円 | 137,787 | 千円 |
| 流動負債 | | | | |
| 未払金 | 3,173 | 千円 | － | 千円 |

(損益計算書関係)
※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 前事業年度<br>(自 2022年 8月 1日<br>至 2023年 3月31日) | | 当事業年度<br>(自 2023年 4月 1日<br>至 2024年 3月31日) | |
|---|---|---|---|---|
| 一般管理費 | | | | |
| 諸経費 | 2,916 | 千円 | 7,809 | 千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自　2022年8月1日　至　2023年3月31日）

1.　発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | ― | 3,000 | ― | 3,000 |

2.　自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3.　配当に関する事項
(1) 配当金支払額
該当事項はありません。
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

1.　発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 3,000 | ― | ― | 3,000 |

2.　自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3.　配当に関する事項
(1) 配当金支払額
該当事項はありません。
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)
前事業年度（自　2022年8月1日　至　2023年3月31日）

1.　金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用についてはリスクを抑え安定的収益を得ることを原則とする方針であり、短期的な預金等に限定しております。
また、資金調達については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である未収委託者報酬は、受託者である信託銀行において分別管理されている信託財産より支弁されるものであり、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、投資助言先毎に期日管理を行うとともに当社顧客は特定投資家に限定しており、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。
営業債務である未払金（未払手数料）は、１年以内の支払期日です。

2.　金融商品の時価等に関する事項
2023年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未払金は、いずれも短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

1.　金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用についてはリスクを抑え安定的収益を得ることを原則とする方針であり、短期的な預金等に限定しております。
また、資金調達については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である未収委託者報酬は、受託者である信託銀行において分別管理されている信託財産より支弁されるものであり、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。また、営業債権である未収運用受託報酬および未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客毎に期日管理を行うとともに当社顧客は特定投資家に限定しており、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。
営業債務である未払金（未払手数料）は、１年以内の支払期日です。

2.　金融商品の時価等に関する事項
2024年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収入金、未払金は、いずれも短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1.　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度<br>（2023年3月31日） | 当事業年度<br>（2024年3月31日） |
|---|---|---|
| （繰延税金資産） | | |
| 税務上の繰越欠損金（注） | 34,881 千円 | 66,882 千円 |
| 未払事業税 | 3,215 千円 | 2,411 千円 |
| 未払事業所税 | 345 千円 | 576 千円 |
| 税務上の繰延資産 | 5,385 千円 | 4,258 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 43,827 千円 | 74,127 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △ 34,881 千円 | △ 66,882 千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △ 1,741 千円 | △ 1,410 千円 |
| 評価性引当額小計 | △ 36,622 千円 | △ 68,292 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 7,204 千円 | 5,835 千円 |

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年3月31日）

| | 1年以内<br>（千円） | 1年超<br>2年以内<br>（千円） | 2年超<br>3年以内<br>（千円） | 3年超<br>4年以内<br>（千円） | 4年超<br>5年以内<br>（千円） | 5年超<br>（千円） | 合計<br>（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 税務上の<br>繰越欠損金（※） | ― | ― | ― | ― | ― | 34,881 | 34,881 |
| 評価性引当額 | ― | ― | ― | ― | ― | △ 34,881 | △ 34,881 |
| 繰延税金資産 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2024年3月31日）

| | 1年以内<br>（千円） | 1年超<br>2年以内<br>（千円） | 2年超<br>3年以内<br>（千円） | 3年超<br>4年以内<br>（千円） | 4年超<br>5年以内<br>（千円） | 5年超<br>（千円） | 合計<br>（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 税務上の<br>繰越欠損金（※） | ― | ― | ― | ― | ― | 66,882 | 66,882 |
| 評価性引当額 | ― | ― | ― | ― | ― | △ 66,882 | △ 66,882 |
| 繰延税金資産 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年3月31日）

税引前当期純損失のため記載を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）

税引前当期純損失のため記載を省略しております。

3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、第一生命ホールディングス株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しております。なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従っております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自　2022年8月1日　至　2023年3月31日）

［注記事項］　(セグメント情報等) に記載のとおりであります。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）
［注記事項］（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

2．収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は「［注記事項］（重要な会計方針）3．重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)
［セグメント情報］
当社は、投資運用事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］
前事業年度（自　2022年8月1日　至　2023年3月31日）
1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 委託者報酬 | 投資助言報酬 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 12,071 | 29,408 | 41,479 |

2．地域ごとの情報
(1) 営業収益
営業収益全体に占める本邦の割合が90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産
有形固定資産全体に占める本邦の割合が90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称または氏名 | 営業収益 |
|---|---|
| 第一生命保険株式会社 | 29,408 |

なお、委託者報酬は、受益者の情報を制度上把握することができないため、集計の対象外としております。そのため、営業収益の金額は、投資助言報酬のみ表示しております。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）
1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 488,243 | 98,599 | 122,438 | 709,281 |

2．地域ごとの情報
(1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本 | 欧州 | 合計 |
|---|---|---|
| 609,860 | 99,421 | 709,281 |

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産全体に占める本邦の割合が90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称または氏名 | 営業収益 |
|---|---|
| 第一生命保険株式会社 | 121,616 |
| Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd. | 98,599 |

なお、委託者報酬は、受益者の情報を制度上把握することができないため、集計の対象外としております。そのため、営業収益の金額は、運用受託報酬及び投資助言報酬のみ表示しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

前事業年度（自　2022年8月1日　至　2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

前事業年度（自　2022年8月1日　至　2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

前事業年度（自　2022年8月1日　至　2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社

前事業年度（自　2022年8月1日　至　2023年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | 第一生命ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区 | 344,074百万円 | 保険業 | (被所有)直接100.0% | 持株会社 | 新株の引受 | 3,000,000 | 資本金 | 1,500,000 |
| | | | | | | | | | 資本準備金 | 1,500,000 |
| | | | | | | | グループ通算制度に係る精算(受取)予定額 | 149,764 | 未収入金 | 149,764 |
| | | | | | | | 経営管理料の支払 | 2,885 | 未払金 | 3,173 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 商標使用料の支払 | 31 | - | - |

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | 第一生命ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区 | 344,074百万円 | 保険業 | (被所有)直接100.0% | 持株会社 | グループ通算制度に係る精算(受取)予定額 | 137,397 | 未収入金 | 137,397 |
| | | | | | | | 経営管理料の支払 | 7,762 | 未収入金 | 389 |
| | | | | | | | 商標使用料の支払 | 47 | - | - |

(2) 兄弟会社等

前事業年度（自　2022年8月1日　至　2023年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 第一生命保険株式会社 | 東京都千代田区 | 60,000百万円 | 保険業 | なし | 投資顧問契約の締結 | 投資助言サービスの供与 | 29,408 | 未収投資助言報酬 | 32,349 |
| | | | | | | 従業員の出向受入 | 出向負担金 | 197,400 | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)取引金額及び取引条件は、市場実態を勘案し、交渉の上で決定しております。

(2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高は消費税等を含めております。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 第一生命保険株式会社 | 東京都千代田区 | 60,000百万円 | 保険業 | なし | 投資顧問契約の締結 | 投資助言報酬の受取 | 121,616 | 未収投資助言報酬 | 35,659 |
| | | | | | | 従業員の出向受入 | 出向負担金 | 418,756 | - | - |
| 親会社の子会社 | Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd. | 英領バミューダ | 135百万米ドル | 再保険業 | なし | 投資一任契約の締結 | 運用受託報酬の受取 | 98,599 | 未収運用受託報酬 | 65,257 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)取引金額及び取引条件は、市場実態を勘案し、交渉の上で決定しております。

(2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高は消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

第一生命ホールディングス株式会社　(東京証券取引所に上場)

(１株当たり情報)

| 項目 | 前事業年度<br>（自　2022年 8月 1日<br>至　2023年 3月31日） | 当事業年度<br>（自　2023年 4月 1日<br>至　2024年 3月31日） |
|---|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 847,261円34銭 | 715,083円91銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 152,738円65銭 | 132,177円43銭 |

（注）(1) 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | | 前事業年度<br>（自　2022年 8月 1日<br>至　2023年 3月31日） | 当事業年度<br>（自　2023年 4月 1日<br>至　2024年 3月31日） |
|---|---|---|---|
| 当期純損失 | 千円 | 458,215 | 396,532 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 千円 | ― | ― |
| 普通株式に係る当期純損失 | 千円 | 458,215 | 396,532 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 株 | 3,000 | 3,000 |

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

（1）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

| 名　　称 | 資本金の額<br>(2024年3月末現在) | 事業の内容 |
|---|---|---|
| みずほ信託銀行株式会社 | 247,369百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

＜再信託受託会社の概要＞
名称　　：株式会社日本カストディ銀行
資本金の額　：51,000百万円（2024年3月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受

**託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。**

**（２）販売会社**

| 名　　称 | 資本金の額<br>（2024年3月末現在） | 事業の内容 |
|---|---|---|
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 54,323百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| マネックス証券株式会社 | 13,195百万円 | |
| 楽天証券株式会社　※ | 19,495百万円 | |
| 第一生命保険株式会社 | 60,000百万円 | 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。 |

**※　2024年12月18日より取扱開始予定です。**

**２【関係業務の概要】**

**（１）受託会社**
**ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。**
**（２）販売会社**
**日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。**

**３【資本関係】**

**（１）受託会社**
**該当事項はありません。**
**（２）販売会社**
**該当事項はありません。**

**第３【その他】**

**（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。**
**（２）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。**
**①　委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日**
**②　ファンドの基本的性格など**
**③　委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など**
**④　委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など**
**⑤　目論見書の使用開始日**
**（３）目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。**
**①　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。**
**②　投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。**
**③　投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。**
**④　「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。**
**⑤　「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。**
**⑥　請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。**
**⑦　請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。**
**⑧　「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。**
**⑨　商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。**
**⑩　投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。**
**⑪　有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。**
**⑫　委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。**
**（４）交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。**
**①　ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。**
**②　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。**
**（５）有価証券届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。**
**（６）目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部　ファンド情報」中「第１　ファンドの状況」「２　投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。**
**（７）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。**
**（８）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。**
**（９）交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。**
**①　当初元本額についての記載。**
**②　基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。**
**③　所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。**

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年６月12日

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社
取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　藤　原　初　美

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているバーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2024年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象

**や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
**・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

**監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。**

**利害関係**
**会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　上**

---

**（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。**
**2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。**

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年11月27日

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久保　直毅

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているVTX 生涯設計プラス30／70（年３％目標払出型）の2024年3月16日から2024年9月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、VTX 生涯設計プラス30／70（年３％目標払出型）の2024年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

**・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**

**・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

**・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

**監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。**

**利害関係**

**バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　上**

---

**（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。**
**2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。**